

公告 第879号
令和8年3月5日

(宛各事業所)

古河電工健康保険組合
理事長 關 俊也



規約変更に関する公告

このことについて、健康保険法施行令第3条第2項の規定により公告します。

記

古河電工健康保険組合同規約の一部を別紙新旧対照表の通り変更する。

以上

古河電工健康保険組合 規約新旧条文対照表

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------|-----|----|--|----------|---|-----|--------|-----|----|-----------------------------------|-----------|
| 第1章 第1条～第3条 (略) | 第1章 第1条～第3条 (略) | | | | | | | | | | | | |
| (設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 古河電気工業株式会社 東京炉千代田区 (中略) FEMCテクノ株式会社 福岡県北九州市 <u>MFオブテックス株式会社</u> <u>兵庫県尼崎市</u> | (設立事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 古河電気工業株式会社 東京炉千代田区 (中略) FEMCテクノ株式会社 福岡県北九州市 | | | | | | | | | | | | |
| (議員の定数) 第5条 この組合の組合会の議員の定数は、 <u>18</u> 人とする。 | (議員の定数) 第5条 この組合の組合会の議員の定数は、 <u>26</u> 人とする。 | | | | | | | | | | | | |
| 第2章 第6条～第8条 (略) | 第2章 第6条～第8条 (略) | | | | | | | | | | | | |
| (互選議員の選挙区及び議員数) 第9条 選挙する互選議員の選挙区及び議員の数は、次のとおりとする。 | (互選議員の選挙区及び議員数) 第9条 選挙する互選議員の選挙区及び議員の数は、次のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>選挙区の範囲</th> <th>議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全区</td> <td>古河電気工業株式会社 (中略) FEMCテクノ株式会社 <u>MFオブテックス株式会社</u></td> <td><u>9</u></td> </tr> </tbody> </table> | 選挙区 | 選挙区の範囲 | 議員数 | 全区 | 古河電気工業株式会社 (中略) FEMCテクノ株式会社 <u>MFオブテックス株式会社</u> | <u>9</u> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>選挙区の範囲</th> <th>議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全区</td> <td>古河電気工業株式会社 (中略) FEMCテクノ株式会社</td> <td><u>13</u></td> </tr> </tbody> </table> | 選挙区 | 選挙区の範囲 | 議員数 | 全区 | 古河電気工業株式会社 (中略) FEMCテクノ株式会社 | <u>13</u> |
| 選挙区 | 選挙区の範囲 | 議員数 | | | | | | | | | | | |
| 全区 | 古河電気工業株式会社 (中略) FEMCテクノ株式会社 <u>MFオブテックス株式会社</u> | <u>9</u> | | | | | | | | | | | |
| 選挙区 | 選挙区の範囲 | 議員数 | | | | | | | | | | | |
| 全区 | 古河電気工業株式会社 (中略) FEMCテクノ株式会社 | <u>13</u> | | | | | | | | | | | |
| 第2章 第10条～第25条 (略) | 第2章 第10条～第25条 (略) | | | | | | | | | | | | |
| 第3章 (理事の定数) 第26条 この組合の理事の定数は、 <u>8</u> 人とする。 | 第3章 (理事の定数) 第26条 この組合の理事の定数は、 <u>12</u> 人とする。 | | | | | | | | | | | | |
| 第3章 第27条～第4章第43条 (略) | 第3章 第27条～第4章第43条 (略) | | | | | | | | | | | | |
| 第5章 (保険料額及び調整保険料額の負担割合) 第44条 一般保険料額及び調整保険料額の96分の55.6は事業主、96分の40.4は被保険者において負担する。 (介護保険料額の負担割合) 第44条の2 介護保険料額の <u>13.8分の6.9</u> は事業主、 <u>13.8分の6.9</u> は被保険者において負担する。 <u>(子ども・子育て支援金額の負担割合)</u> <u>第44条の3 子ども・子育て支援金額の2.3分の1.15は事業主、2.3分の1.15は被保険者において負担する。</u> (特定被保険者の保険料額) 第44条の4 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の被保険者(介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。)に関する保険料額は、一般保険料等額と介護保険料額との合算額とする | 第5章 (保険料及び調整保険料の負担割合) 第44条 一般保険料額及び調整保険料額の96分の55.6は事業主、96分の40.4は被保険者において負担する。 (介護保険料の負担割合) 第44条の2 介護保険料額の <u>14.4分の7.2</u> は事業主、 <u>14.4分の7.2</u> は被保険者において負担する。 - (特定被保険者の保険料額) 第44条の3 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の被保険者(介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。)に関する保険料額は、一般保険料額と介護保険料額との合算額とする | | | | | | | | | | | | |
| 第6章 第45条～第46条 (略) | 第6章 第45条～第46条 (略) | | | | | | | | | | | | |
| (予備費の用途) 第47条 (略) 2 (略) <u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u> <u>(2) 子ども・子育て支援納付金還付金</u> <u>(3) 雑支出</u> | (予備費の用途) 第47条 (略) 2 (略) - | | | | | | | | | | | | |
| (準備金の保有方法) 第48条 (略) 2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、又は第2号の方法によって保有しなければならない。 | (準備金の保有方法) 第48条 (略) 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、又は第2号の方法によって保有しなければならない。 | | | | | | | | | | | | |
| 第49条～ (略) | 第49条～ (略) | | | | | | | | | | | | |

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和8年4月1日から施行する。
ただし、第44条、44条の2、第44条の3の変更は、令和8年3月1日から施行する。

(議員に関する経過措置)

第2条 第1条の変更にかかわらず、現に組合議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。
ただし、第5条、第9条、第26条の変更は、次期総選挙より施行する。